

**新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口**  
以下の情報は、9月1日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。

**一般的な相談窓口**

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出た時の対応など

**厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」**

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

**フリーダイヤル ☎0120-565-653**

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

\*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

**都「新型コロナコールセンター」**

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語など12か国語での相談可

**ナビダイヤル ☎0570-550-571**

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

**聴覚障害のある方 FAX5388-1396**

相談票に記入のうえ、送信(右のコードを読み取ることで相談票の出力画面に接続可)



**発熱などの症状がある方の相談先**

**かかりつけ医がいる場合**

**必ず電話で**日頃受診している医療機関にご相談ください。

**かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合**

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

**東京都発熱相談センター☎5320-4592**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

**墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443**

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

\*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可

\*混雑時は電話が繋がりにくい場合あり

\*診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可(右下のコードを読み取ることでも接続可)

**後遺症にお悩みの方の相談先**

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

**墨田区後遺症相談センター☎5608-1443**

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

**[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191** \*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照(右のコードを読み取ることでも接続可)



**新型コロナウイルス感染症 ワクチン接種に関する電話相談窓口**

**墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル**

日本語、英語、中国語、韓国語での相談可

**☎6734-0307**

午前8時半～午後5時15分

(土・日曜日、祝日を含む)

区内在住の方のワクチン接種に関する情報は、区ホームページをご覧ください(下のコードを読み取ることでも接続可)。



墨田区新型コロナウイルスワクチン接種広報大使「わく丸」

**東京都若者ワクチン接種センター**

都は若者を対象としたワクチン接種会場を開設しています。接種には接種券(クーポン券)と身分証明書が必要です。なお、当会場では2回目までの接種は受け付けていません。受け付け方法や最新情報などの詳細は都福祉保健局のホームページをご覧ください(右のコードを読み取ることでも接続可)。

**■開設期間/開設場所**

10月8日(金)まで \*月曜日、9月12日(日)、10月3日(日)を除く/渋谷区立勤労福祉会館(渋谷区神南1-19-8)

**■対象者**

都内在住在勤在学の16歳～39歳で1回も接種していない方

**[問合せ]東京都ワクチン接種会場コールセンター☎0570-034-899**

\*受け付けは午前9時～午後6時(土・日曜日、祝日を含む)



申請期間は**11月30日まで延長となりました**

**「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」特例貸付け**

生活資金にお困りの方に向けた生活福祉資金制度における「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付けを無利子で行っています。また、「福祉資金 緊急小口資金」および「総合支援資金 生活支援費」の貸付けが終了した世帯に、再貸付けを実施しています。なお、申請はいつでも郵送での受け付けです。

**■福祉資金 緊急小口資金**

**[対象]**休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯**[貸付上限額]**20万円以内(一括交付)**[償還期間]**2年以内(均等月賦償還)

**■総合支援資金 生活支援費**

**[対象]**失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯**[貸付上限額]**▶単身世帯=月額15万円以内 ▶2人以上世帯=月額20万円以内**[貸付期間]**3か月以内**[償還期間]**10年以内(均等月賦償還)

**「総合支援資金 生活支援費」の再貸付け**

**[対象]**「福祉資金 緊急小口資金」および「総合支援資金 生活支援費」の貸付けが令和3年11月30日までに終了(予定も含む)した世帯**[貸付上限額・償還期間]**「総合支援資金 生活支援費」と同様**[貸付期間]**3か月以内(延長なし)

**[申込み]墨田区社会福祉協議会☎3614-3902**

(〒131-0032東向島2-17-14)

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

\*必要書類や制度の詳細については、区および墨田区社会福祉協議会のホームページを参照(墨田区社会福祉協議会のホームページは、右のコードを読み取ることでも接続可)



コード

受給を終了した方の再申請の受け付けは

**9月30日までです 住居確保給付金**

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。**受給を終了した方の再申請の期限は、9月30日までです。**なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請ができます。詳細は電話でお問い合わせください。

**[対象]**申請日において離職・廃業から2年以内の方、または個人の責に帰すべき理由・都合によらない勤務時間・就労機会の減少により、収入が減少した方 \*そのほか収入・資産等の要件あり**[支給期間]**原則3か月(令和2年度中に新規申請し受給を開始した方のみ最長12か月まで延長可) \*要件等の制度の詳細や必要書類は、問い合わせるか、区ホームページを参照(下のコードを読み取ることでも接続可)

**[問合せ]〒130-8640 暮らし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課内)☎5608-6289**



コード

申請期間は**11月30日まで延長となりました**

**新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金**

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、**緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により利用できない世帯**へ、就労による自立を図るため、また、就労による自立が困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるため、一定期間支援金を給付します。

**[対象]**東京都社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けを利用できない世帯(総合支援資金の再貸付けが終了した世帯や11月までに終了する世帯、再貸付けが不決定となった世帯)の主たる生計維持者 \*そのほか収入・資産・求職活動などの要件あり**[月額支給額]**▶単身世帯=6万円 ▶2人世帯=8万円 ▶3人以上世帯=10万円**[支給期間]**最大3か月間**[申請期限]**11月30日 \*申請方法や必要書類等の詳細は区ホームページを参照(右下のコードを読み取ることでも接続可)

**[問合せ]墨田区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金コールセンター☎6735-3903**

月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時15分(祝日を除く)



コード

**最大30%がポイントで戻ってくる！ポイント還元キャンペーン(PayPay)実施中！**

区と区商店街連合会は、区内商店を支援するため、ポイント還元キャンペーンを実施しています。区内の対象店舗でキャッシュレス決済サービス「PayPay」で決済すると、最大30%が後日ポイントで還元されます。詳細は区ホームページをご覧ください(右のコードを読み取ることでも接続可)。なお、**キャンペーンを利用する際は、マスク着用、手洗い・手指消毒、「密」の回避などの感染症対策の徹底をお願いします。**



コード

**実施期間 9月30日(木)まで**

**[問合せ]産業振興課産業振興担当☎5608-6187**